国民健康保険税　平成25年度の引上げに向けた準備を開始します　その一

国民健康保険（一般的に「国保（こくほ）」と呼ばれています。）は、自営業の方など会社の健康保険に加入されていない方が、お住まいの市町村で加入します。

国保を運営するお金は、町の一般的な行政サービスを運営するお金とは区別し、独立した会計（国民健康保険事業特別会計）において賄っています。ご記憶にある方も多いと思いますが、広報あびらにおいて平成22年7月・9月・11月の三回に渡り、国保会計が赤字であり危機に直面している現状をお伝えしました。その後も、赤字から抜け出すことができないまま平成24年度を迎えています。

これまで、毎年度発生している赤字は、独立採算を原則とする国保会計内では処理しきれず、町の一般会計でその分を肩代わりしてもらってきました。

言いかえれば、国保に加入していない町民の方にも負担を強いていたことになります。ご存じのとおり、一般会計の財政運営が厳しさを増す中で、いつまでも国保の運営に多くの負担をし続けていくことは困難な状況にあります。

健全な事業運営に向けての計画を策定しました

病院で支払う医療費は、1割から3割の自己負担（年齢に応じて負担割合が異なります。）で済みますが、残りの9割から7割を国保で負担しています。その意味で、加入者の多額の負担を和らげるための重要な役割を果たしてきたものと考えています。

引続き加入者の皆様に安心して良質な医療を受けていただくためにも、現状から早く抜け出し健全な状態に回復させるため、本年5月に『安平町国民健康保険財政健全化計画』を策定しましたので、その概要についてご説明します。

国保の加入者数と医療費の現状

安平町国保の加入者数は左表のとおりで、平成19年度末と平成23年度末を比較すると、国保加入者が大幅に減少しています。

年　度	国保加入者
平成19年度末（人口:9,187人）	4,118人（約45%）
平成23年度末（人口:8,781人）	2,688人（約30%）

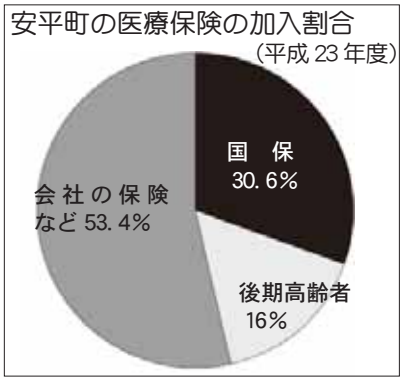

円グラフは、平成23年度末における医療保険の加入者割合を示しています。

これは平成20年4月に後期高齢者医療制度が始まり、原則75歳以上の方が加入しなければならないことになり大勢が国保を脱退したためです。

ちなみに、国保は市町村単位で運営していますが、後期高齢者医療は国保と異なり都道府県単位で運営されています。

医療費は、平成20年度以降、毎年度7億円前後で推移していますが、平成22年度に関しては、1人当たりにかかった医療費が349,482円、全道で60位と高めに位置し、近隣の苫小牧市、むかわ町、厚真町よりもかなり上位となっています。

病気別の医療費でみると、脳梗塞や心筋梗塞など循環器の病気とがんによるものが大半を占め、生活習慣が原因と考えられる病気が主な要因となっています。

国保税の税率の現状

国保会計における主な収入源は、国や道などからの交付金もそうですが、最も重要なものが国保税で、加入する皆様からいただいた国保税は、医療費の支払いに充てられ、皆様の健康維持・回復に大きく貢献しているものです。

国保税は、加入者の所得に対して一定の割合で課税される「所得割」、資産に対して一定の割合で課税される「資産割」、加入者一人当たりに課税される「均等割」、世帯ごと課税される「平等割」の四本立てで構成されます。

この一定割合や額のことを一般的に『税率』と言います。